

平成 24 年 1 月 6 日

各専攻・学科事務室 御中  
教務課教務掛 御中  
教務課大学院掛 御中

教務課留学生掛

**「学生の海外派遣等にかかる学校管理下認定基準についての申し合わせ」の制定について（通知・依頼）**

本件は工学部・工学研究科所属学生が海外へ渡航する際の、学校管理下と認められる基準について明確な基準を制定すべく、工学部・工学研究科 両教育制度委員会において審議を重ね、この度平成 23 年 12 月 22 日(木)開催 の運営会議および平成 24 年 1 月 6 日(金)開催の学科長・専攻長会議において了承されたものです。

添付資料の 1 ページ目は、「学生の海外派遣等にかかる学校管理下認定基準についての申し合わせについて」ですが、同申し合わせの制定に伴い、2 ページ目の「旅行命令を伴わない学校管理下における海外渡航者のアイラック危機管理支援システム加入にかかる対応指針イメージ」および 4 ページ目・6 ページ目の海外渡航届(願)裏面に記載しております、同システム加入資格確認についても修正をおこなっております。

なお、対応指針イメージについては新旧対照表としております。

対応指針イメージの主な修正点としては、学校管理下と思われる旅行命令を伴わない学生の海外渡航項目について、学生の海外派遣等にかかる学校管理下認定基準についての申し合わせについての制定に伴い、同申し合わせを掲載することにより、海外渡航区分が具体例と併せてより明確となったこと、さらに学校管理下として海外渡航する場合の海外旅行保険への 加入を必須と明記したことです。その他は危機管理会社の変更に伴う名称変更となっております。

以上の申し合わせの制定に伴い、貴学科・専攻所属の学生および指導教員等に対し周知いただくと共に、今後春季休業期間において海外渡航する 学生の増加が見込まれますので、学生の海外渡航に際しては必ず海外渡航届(願)の提出を義務付けることについて、今一度徹底いただきたくお願いいたします。

なお、海外渡航届(願)の指導教員確認欄への捺印に際しては必ず指導教員本人もしくは当該学生の指導的立場にある教員が確認のうえ捺印していただきますようお願いいたします。

また、貴学科・専攻所属の学生が卒業・修了後に海外渡航する場合においても海外渡航届(願)の提出を指導し、大学としての道義的責任における海外渡航の状況把握に努めていただきますようお願いいたします。

§  
\*平成 23 年 5 月より下記のとおり移転いたしました  
〒615-8530 京都市西京区京都大学桂  
京都大学工学研究科教務課留学生掛  
馬場 貴司  
TEL:075-383-2050 FAX:075-383-2038  
[E-MAIL:baba\\_takashi.8m@kyoto-u.ac.jp](mailto:baba_takashi.8m@kyoto-u.ac.jp)  
\*メールアドレスを変更しました  
§ §

## 学生の海外派遣等にかかる学校管理下認定基準についての申し合わせ

工学部・工学研究科における、学生の海外派遣等にかかる学校管理下認定基準については以下の通り定めるものとする。

1. 大学(工学部・工学研究科)を通じて、海外教育機関等へ依頼・委託するもの、国際会議および研究調査等により派遣をおこなうもの。

例. 1. 大学間・部局間交流協定校への派遣

2. 上記以外の大学への研究指導委託

3. 海外インターンシップ(但し、2.との区別を明確にする)

2. 上記以外の学生の海外への渡航について、指導教員からの申請に基づき、専攻・学科が教育上有益と認める場合は、学校管理下の対象とする。

例. 1. 研究国際部を通じて募集する学生を対象とした集会等(例. APRU 学部学生サマープログラム、APRU 学部学生サマーキャンプ、サンガレン・シンポジウム等)

2. 費用個人負担の国際会議出席・研究調査等

(備考)

1. 学校管理下の海外渡航については、所定補償額(推奨は治療・救援費用：無制限、最低でも3,000万円を強く推奨する。)の海外旅行保険への加入を必須とする。また、私的な海外渡航に際しても、必ず海外渡航届(願)を提出させ、指導教員等が当該学生の海外旅行保険加入について確認し、適切な指導をおこなうものとする。

2. 学校管理下の対象となるものについては、工学研究科の負担により、別途、大学の危機管理にかかる保険に加入するものとする。

旅行命令を伴わない学校管理下における海外渡航者のアイラック危機管理支援システム加入にかかる対応指針イメージ(新)

工学部・工学研究科所属の学生で海外へ渡航を希望する者は「海外渡航願」・「海外渡航届」の提出をあらためて義務付ける。  
併せて、**出国から帰国までの全日程および海外旅行保険(無制限奨励、3,000万円以上)加入を確認できる証明書等の写を添付させる。** 提出先:各専攻・学科事務室**教務掛**  
協力講座所属の学生であっても、**渡航経費負担部局に関わらず**提出を義務付ける。  
**提出は、渡航開始日の2週間前までとする**

↓ 提出

「海外渡航願」・「海外渡航届」の目的欄により、**旅行命令を伴わない学校管理下における海外渡航**であるかを確認する。

↓

「**学生の海外派遣等にかかる学校管理下認定基準についての申し合わせ**」参照  
1. 大学(工学部・工学研究科)を通じて、海外教育機関等へ依頼・委託するもの、国際会議および研究調査等により派遣をおこなうもの。

- 例. 1. 大学間・部局間交流協定校への派遣  
2. 上記以外の大学への研究指導委託  
3. 海外インターンシップ(但し、2.との区別を明確にする)

2. 上記以外の学生の海外への渡航について、指導教員からの申請に基づき、専攻・学科が教育上有益と認める場合は、**学校管理下の対象とする。**

- 例. 1. 研究国際部を通じて募集する学生を対象とした集会等(例. APRU 学部学生サマープログラム、APRU 学部学生サマーキャンプ、サンガレン・シンポジウム等)  
2. 費用個人負担の国際会議出席・研究調査等

(備考)

1. 学校管理下の海外渡航については、**所定補償額(推奨は治療・救援費用:無制限、最低でも3,000万円を強く推奨する。)**の**海外旅行保険への加入を必須**とする。また、私的な海外渡航に際しても、必ず海外渡航届(願)を提出させ、指導教員等が当該学生の海外旅行保険加入について確認し、適切な指導をおこなうものとする。  
2. 学校管理下の対象となるものについては、工学研究科の負担により、別途、大学の危機管理にかかる保険に加入するものとする。

↓ 確認

「海外渡航願」・「海外渡航届」添付の日程表により、**学校管理下における用務内容を確認**のうえ、アイラック危機管理支援システム加入を決定する。

↓ 加入日程の確定

海外へ渡航を希望する者へアイラック危機管理支援システム申込書の作成を指示する。  
申込書データ送付先:各専攻・学科事務室**教務掛**

↓

送付のあったアイラック危機管理支援システム申込書データを精査のうえ、アイラックへ送付する。  
担当:各専攻・学科事務室**教務掛**

学校管理下における旅行命令を伴わない海外渡航者のJCSOS 加入にかかる対応指針イメージ(旧)

工学部・工学研究科所属の学生で海外へ渡航を希望する者は「海外渡航願」・「海外渡航届」の提出をあらためて義務付ける。  
併せて、**出国から帰国までの全日程および海外旅行保険(推奨は治療・救援費用:無制限、最低でも3,000万円を強く推奨する)加入を確認できる証明書等の写を添付させる。**  
提出先:各専攻・学科事務室**教務担当**  
協力講座所属の学生であっても、**渡航経費負担部局に関わらず**提出を義務付ける。  
**渡航開始日の2週間前まで**

↓ 提出

「海外渡航願」・「海外渡航届」の目的欄により、**学校管理下と思われる旅行命令を伴わない学生の海外渡航項目**であるかを確認する。

↓

学校管理下と思われる旅行命令を伴わない学生の海外渡航項目

1. 大学間・部局間交流協定校への派遣  
2. 上記以外の大学への研究指導委託  
3. 海外インターンシップ(但し、2.との区別を明確にする)  
4. 国際部を通じて募集する学生を対象とした集会等(例. APRU 学部学生サマープログラム、APRU 学部学生サマーキャンプ等)  
5. 費用個人負担の学会等出席

↓ 確認

「海外渡航願」・「海外渡航届」添付の日程表により、**学校管理下と思われる用務内容を確認**のうえ、JCSOS 加入を決定する。

↓ 加入日程の確定

海外へ渡航を希望する者へ JCSOS 緊急事故支援システム加入申込書の作成を指示する。  
申込書データ送付先:各専攻・学科事務室**教務担当**

↓

送付のあった緊急事故支援システム加入申込書データを精査のうえ、JCSOS へ送付する。  
担当:各専攻・学科事務室**教務担当**